

令和5年度 最低賃金未満率・影響率（地域別最低賃金）

令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果より

地域別最低賃金 適用業種	未満率		備考 (R4年度影響率 853円)
	R5 (853円)	R4 (820円)	
全業種（地域最賃対象産業）	2.3%	2.1%	18.3%
地域最賃適用製造業	3.2%	1.4%	9.3%
食料品製造業	3.7%	0.6%	14.3%
木材・木製品・家具・装飾品製造業	4.1%	-	14.3%
出版・印刷・同関連産業	-	-	-
窯業・土石製品製造業	3.6%	1.5%	1.5%
機械・金属製品等製造業	-	2.8%	3.7%
地域最賃適用の製造業	4.8%	1.8%	11.6%
地域最賃適用卸・小売業	2.5%	2.2%	24.5%
卸売業	4.5%	1.3%	5.4%
小売業	1.7%	2.5%	31.4%
地域最賃適用のサービス業	2.4%	2.5%	18.1%
飲食店	3.0%	2.8%	34.3%
洗濯・理容・浴場業	2.5%	11.5%	48.1%
旅館、その他の宿泊所	-	2.2%	37.3%
自動車整備業	-	2.0%	4.8%
建物サービス業	-	-	6.1%
警備業	-	-	-
医療業	1.8%	2.3%	8.3%
児童福祉業	1.9%	0.2%	6.0%
学術研究、専門・技術サービス業	3.4%	1.9%	3.9%
その他の生活関連サービス業、娯楽業	-	1.0%	5.9%
サービス業（他に分類されないもの）	6.0%	3.1%	9.3%

令和5年度特定(産業別)最低賃金未満率・影響率

令和5年度最低賃金基礎調査結果より

設定業種	令和5年度現行時間額		備考(R4年度影響率 853円) ※1 新聞業は879円
	令和4年度決定額	未満率(令和5年度)	
新聞業	879円	0.0%	0.0%
糖類製造業	－	0.4%	2.4%
各種商品小売業	－	0.0%	4.7%
自動車(新車)小売業	－	1.1%	2.2%
(畜産食料品製造業)	－	2.4%	20.5%
(清涼飲料、酒類製造業)	－	2.0%	17.1%

(820円以下)

- ※1 新聞業 879円(R4/11/17改定)
- ※2 糖類製造最低賃金 769円(H30/11/25改定) 令和4年は改定がなく沖縄県最低賃金853円が適用
- ※3 各種商品小売業 770円(H30/11/23改定) 令和4年は改定がなく沖縄県最低賃金853円が適用
- ※4 自動車(新車)小売業 770円(H30/11/18改定) 令和4年は改定がなく沖縄県最低賃金853円が適用
- ※5 畜産食料品製造業 683円(H25/12/11改定) 平成25年度以降、額改定がなく平成27年度以降沖縄県最低賃金が適用
- ※6 清涼飲料、酒類製造業 686円(H25/11/23改定) 平成25年度以降、額改定がなく平成27年度以降沖縄県最低賃金が適用

